平成２５年（フ）第４８４号
静岡市駿河区広野６丁目16番12―２Ａ号、旧住所静岡市駿河区用宗５丁目15番３号
債務者　竹下富士夫
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　友朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６１号
北海道三笠市本町250番地１
債務者　前川　　忠
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第６２号
北海道三笠市本町250番地１
債務者　前川　幸子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第１１０号
北海道登別市新生町１丁目13番地14　寿ハイツ102号室、前住所北海道登別市柏木町２丁目21番地４
債務者　小林喜代子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
茨城県石岡市山崎2266番地３
債務者　青木　雅利
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１６５号
茨城県稲敷郡阿見町うずら野２丁目34番地13
関口住宅
債務者　髙野　稔夫
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第７８号
兵庫県小野市粟生町1408番地の４
債務者　小林　英昭
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第７９号
兵庫県小野市粟生町1408番地の４
債務者　小林　慶子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第５９号
福岡県大牟田市亀甲町39番地１
債務者　松浦　孝子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第２０２号
長崎県長崎市西小島２丁目12番13号　かしわ荘、旧住所長崎県長崎市中新町12番40号
債務者　富永　圭子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４９１号
仙台市太白区太白２丁目20番10―505号
債務者　八島　祥浩
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５０７号
仙台市泉区七北田字新道43番地の４　プラシード泉Ａ棟201
債務者　小川　洋幸
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１９０号
茨城県つくば市若栗1281番地15　青空ハイツ101号
債務者　塚原　　政
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１９３号
茨城県土浦市神立中央５丁目30番１号　ナカネハイツＢ206、前住所茨城県土浦市板谷１丁目72番地２　サンシティロイヤル105号室
債務者　寺島　真樹（旧姓荒瀬）
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２１０号
茨城県稲敷郡阿見町岡崎１丁目３番地19、前住所茨城県稲敷郡阿見町大字島津5097番地25
債務者　吉田　精一
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２１１号
茨城県稲敷郡阿見町岡崎１丁目３番地19、前住所茨城県稲敷郡阿見町大字島津5097番地25
債務者　吉田　功子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第３４１号
新潟市西区ときめき西１丁目26―３　グリーンハイツＡ204号室、住民票上の住所新潟市江南区鵜ノ子２丁目２番52号
債務者　永田　幸和
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
新潟地方裁判所民事部